

名義変更の手続きに必要な書類について

(1) 手続きに必要な書類

(原本は收受日から6ヶ月以内のものが有効となります。)

- ① 使用承継承認申請書 (押印は不要です。)
- ② 使用承継承認申請に関する誓約書 (実印での押印が必要です。)
- ③ 印鑑登録証明書 (原本)
- ④ 承継者の世帯全員が記載されている住民票 (原本)
 - 本籍・筆頭者・続柄記載があり、マイナンバーの記載のないもの
 - 承継者が船橋市民の場合、申請書欄外の住民基本台帳の閲覧承諾欄に署名・記名いただければ住民票は必要ありません。署名・記名がない場合、住民票の提出が必要です。
- ⑤ 戸籍謄本 (原本)
 - 配偶者が承継する場合に必要な戸籍
 - ・ 夫婦関係 (婚姻) と死亡者の死亡の記載がある戸籍
 - 配偶者以外の者が承継する場合に必要な戸籍
 - ・ 使用者の死亡の記載がある戸籍
 - ・ 使用者と承継者とのつながりが確認できる戸籍 ※裏面参照
(つながりが確認できない場合は受理できません。)
- ⑥ 使用許可証 (原本)
使用許可証を紛失された場合には、使用許可証再交付申請書
- ⑦ 手数料 300円 (使用許可証があり名義変更のみ)
使用許可証を紛失された場合には、+300円 (再交付申請分)
- ⑧ 戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、1枚につき10円のコピー代金
(原本確認が必要なため、あらかじめコピーしたものは收受できません。)
- ⑨ ○ 本人確認書類 (原本) (郵送申請の場合、コピーで結構です。)
○ 承継者以外が申請する場合は、承継者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類 (原本)
顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。
(例: 資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類)
その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。
- ⑩ 船橋市口座振替依頼書 (名義変更時に市にご提出または金融機関にご提出ください。
対象の金融機関の口座をお持ちでない場合は不要です。)

(2) 注意点

- ① 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。
不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
- ② 申請受付窓口は市役所本庁舎4階 環境保全課霊園管理係窓口のみです。
船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)・各出張所・各連絡所では受付できません。

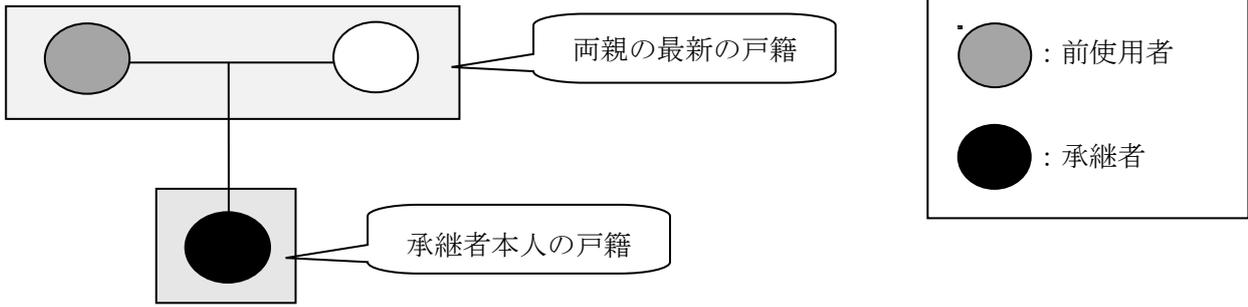
(3) 手続きを郵送で行う場合

- ① 上記(1)①~⑨の必要書類
 - ② 140円分の切手
 - ③ 手数料分の定額小為替 (郵便局にて購入して下さい。)
- 以上を同封して郵送願います (定額小為替は発行日から6ヶ月以内で無記名のもの)。
戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、手数料とコピー代金を現金書留にてご郵送ください。

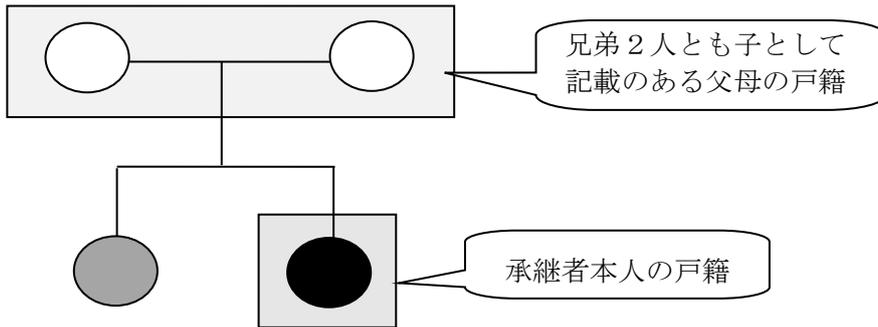
送付先及び問い合わせ
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市役所 環境保全課 霊園管理係
TEL 047-436-2402

提出する戸籍謄本

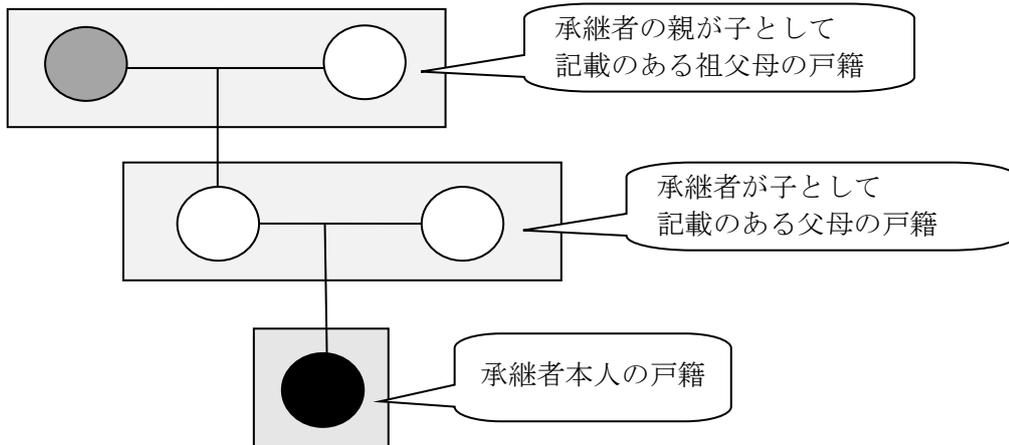
・子に承継する場合



・兄弟に承継する場合



・孫に承継する場合



・甥姪に承継する場合

